

## 【正誤表】お詫びと訂正

建設業許可の手引き(令和7年4月版)において、以下のとおり誤りがありました。お詫びして訂正させていただきます。

### 訂正内容

P 8 2 「オ 営業所技術者等と主任技術者等の兼任」について

- ・主任技術者等を専任で配置する必要が無い建設工事(請負金額が税込み4,500万円(建築一式工事は税込み9,000万円)未満の工事)における兼任現場数の記載内容(下線部)を訂正します。

### 【誤】

(例外)

○請負金額が税込4,500万円(建築一式工事は税込9,000万円)未満の工事

→下記の(1)又は(2)のいずれかを全て満たすことで1現場に限り兼任可能

- (1)
  - ・営業所において請負契約が締結された建設工事であること
  - ・工事現場と営業所が近接していること
  - ・営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること
- (2)
  - ・営業所において請負契約が締結された建設工事であること
  - ・上記「専任特例1号」の要件を満たすこと※2(一部読み替えあり)

### 【正】

(例外)

○請負金額が税込4,500万円(建築一式工事は税込9,000万円)未満の工事

→下記の(1)又は(2)のいずれかを全て満たすことで兼任可能です。

ただし、(2)の要件を満たす場合には、1現場に限り兼任可能です。

- (1)
  - ・営業所において請負契約が締結された建設工事であること
  - ・工事現場と営業所が近接していること
  - ・営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること
- (2)
  - ・営業所において請負契約が締結された建設工事であること
  - ・上記「専任特例1号」の要件を満たすこと※2(一部読み替えあり)